

令和4年3月8日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会

会長 茂 松 茂 人

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 67）

日本医師会より、標記に関して、令和4年3月4日付事務連絡で、診療報酬の取扱いが示されたとの連絡がありました。

今般、令和4年度診療報酬改定により、情報通信機器を用いた初診に係る診療報酬上の取扱いが定められるとともに、情報通信機器を用いた再診等についても要件等の見直しが行われることを踏まえ、

①電話や情報通信機器を用いた初診の実施について、令和2年4月10日事務連絡の1の（1）に掲げる初診から電話や情報通信機器を用いた診療については、A000 初診料の注2に規定する214点を算定することとされているが、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして届出を行った保険医療機関において、情報通信機器を用いて当該診療が行われた場合には、A000 初診料の注1ただし書に規定する251点を算定する。なお、当該施設基準の届出を行っていない保険医療機関において、電話や情報通信機器を用いた診療が行われた場合にあっては、コロナ特例による214点を引き続き算定できる。この場合であっても診療報酬改定後の施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

②電話や情報通信機器を用いた再診の実施について、時限的・特例的な対応が定められているが、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして届出を行った保険医療機関において当該診療が実施された場合には、診療報酬改定後のA001 再診料の注1ただし書又はA002 外来診療料の注1ただし書に規定する73点を算定する。ただし、当該施設基準の届出を行っていない保険医療機関において、当該診療が行われた場合にあっては、コロナ特例による電話等再診料等を引き続き算定できる。この場合であっても診療報酬改定後の施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

なお、この取扱いは、診療報酬改定に伴い、令和4年4月1日からの適用となる。
—との取扱いが示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和 4 年 3 月 4 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

1. 電話や情報通信機器を用いた初診の実施について

令和 2 年 4 月 10 日事務連絡の 1 の（1）に掲げる初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行った場合には、当該診療について、A000 初診料の注 2 に規定する 214 点を算定することとされているが、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして地方厚生（支）局長に届出を行った保険医療機関において、診療報酬改定後の A000 初診料の注 1 ただし書に規定する情報通信機器を用いて当該診療が行われた場合には、同ただし書に規定する 251 点を算定するものとする。なお、当該施設基準の届出を行っていない保険医療機関において、電話や情報通信機器を用いた診療が行われた場合にあっては、コロナ特例による 214 点を引き続き算定しても差し支えない。ただし、この場合であっても診療報酬改定後の施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

2. 電話や情報通信機器を用いた再診の実施について

電話や情報通信機器を用いた再診により診断や処方を行った場合の取扱いについて、時限的・特例的な対応としてその取扱いが定められているところではあるが、診療報酬改定後の情報通信機器を用いた診療に掲げる施設基準を満たすものとして地方厚生（支）局長に届出を行った保険医療機関において当該診療が実施された場合には、診療報酬改定後の A001 再診料の注 1 ただし書又は A002 外来診療料の注 1 ただし書に規定する 73 点を算定することとなる。ただし、当該施設基準の届出を行っていない保険医療機関において、当該診療が行われた場合にあっては、コロナ特例による電話等再診料等を引き続き算定しても差し支えない。なお、この場合であっても診療報酬改定後の施設基準に準じた体制の整備に最大限努めること。

なお、令和 4 年度診療報酬改定における情報通信機器を用いた診療の取扱いについては、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 54 号）等が公布され、令和 4 年 4 月 1 日より適用されることに伴い、同日からの適用となることに留意されたい。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課電話 06-6763-7001